

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成 24 年度上半期業務執行状況（平成 24 年 9 月 30 日現在）

平成 24 年度独立行政法人北方領土問題対策協会年度計画	平成 24 年度上半期業務執行状況
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。</p> <p>(2) 業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。</p> <p>中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない 	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、以下の措置を励行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹部会、全体会議、事務局連絡会議の開催 事務・事業の効率化を推進する体制を強化するため、幹部会、事務局連絡会議を毎週月曜日に開催している他、月 1 回役員も出席した全体会議を定期的で開催している。 ○ ペーパーレス化の推進 電子媒体を活用したペーパーレス化の推進、また、会議資料の両面コピーを積極的に推進している。 ○ 旅費削減の推進 役職員が出張する際には、原則パッケージツアーや割引航空券を利用することとし、外部の者に旅行を依頼する際にも割引航空券の利用を呼びかけ、旅費の削減に努めている。 ○ 各種事業の節約・見直しの呼びかけ 協会主催の会議及び県民会議、北連協等が開催する会議等の場で、事業の効率的・効果的な推進を呼びかけている。 <p>(2) 業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正性についての検証は下半期に実施予定。なお、4 月

場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。

- ・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。

一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。

なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」（平成21年6月）に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。

- ・ 内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。

- ・ 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。

に国家公務員給与特例法に準じて、協会役職員の給与規定を改正している。

【参考】平成23年度は、国家公務員を100とした場合、当協会は100.1と同水準、在勤地域を勘案した場合には95.0であり、その状況を協会ホームページに公表している。

- ・ 上半期に実施された契約（少額随意契約の規定にあたるものを除く。）は、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」を踏まえ、公告期間の確保などに努めつつ、2件を除き一般競争入札等により実施。

随意契約にて契約を締結した2件については、札幌一根室間で列車を運行する業務及び、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の試乗会等の運営に関わるものであり、他に同様のサービスを提供する者がいないため随意契約をしたものである。なお、同契約については、内部における随意契約審査委員会及び外部有識者を含めた契約監視委員会に随意契約によることの妥当性について審議していただき、随意契約によることが妥当であるとの結論を得た上で、随意契約にて契約を締結した。

- ・ 協会内会議での幹部からの法令順守のための注意喚起や監事の業務監査等を徹底して行っている。また、昨年度コンプライアンスに関する規程を作成し、外部委員も含めたコンプライアンス委員会も設置している。委員会については下半期に開催する予定。

- ・ 引き続き、財務内容の一層の透明性を確保するため、監事・監査法

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

(7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間 100 回以上に保たれるよう適切な支援を行う。

また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標については、参加者へのアンケートを通じてその内容の検討を進める。

(i) 北方領土返還要求全国大会

（2月7日「北方領土の日」開催場所：東京）

(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等

(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研

人による監査を実施し、適正な財務諸表等を公表している。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

(7) 県民会議、北連協等が実施する事業への支援実績

県民会議、北連協等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。

また、事業の実施による効果を適切に把握するよう努め、参加者へのアンケートについても適宜実施を進めている。

[支援状況]

	大会	研修会	キャラバン等	パネル展	北連協事業等	計
件数	4	12	3	4	6	29

(i) 北方領土返還要求全国大会（下半期開催予定）

（平成 25 年 2 月 7 日「北方領土の日」開催場所：東京）

(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等

[県民大会]

新潟県、富山県、岐阜県、奈良県

[研修会・講演会]

宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県（2回）、愛媛県

<p>修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p>	<p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等</p> <p>[北連協]</p> <p>（事業名） 北方領土返還要求運動連絡協議会講演会 （開催月日） 6月18日（月） （開催場所） 日本青年館</p> <p>[北連協]</p> <p>（事業名） 和芸・和話の会 （開催月日） 7月2日（月） （開催場所） えとぴりか（根室市）</p> <p>[日本青年会議所]</p> <p>（事業名） 領土領海問題フォーラム （開催月日） 5月20日（日） （開催場所） 札幌コンベンションセンター大ホール</p> <p>[日本青年会議所]</p> <p>（事業名） 第43次北方領土返還要求現地視察大会 （開催月日） 7月14日（土） （開催場所） 望郷の岬公園（納沙布岬）、根室市総合文化会館、洋上視察</p> <p>[日本青年団協議会・全国地域婦人団体連絡協議会]</p> <p>（事業名） 第43回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会 （開催月日） 7月28日（土） （開催場所） 納沙布岬、根室グランドホテル</p> <p>[その他]</p> <p>○ ノサップ岬マラソン大会（根室市）</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネ</p>
--	---

<p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p> <p>(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。</p> <p>(イ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。</p> <p>○ 都道府県推進委員全国会議（東京／4 月）</p> <p>○ 都道府県民会議代表者全国会議（11 月開催予定）</p>	<p>ル展等</p> <p>[キャラバン・街頭啓発・署名活動・懸垂幕掲出]</p> <p>茨城県、大阪府、愛媛県</p> <p>（懸垂幕掲出：47 都道府県各所）</p> <p>[パネル展]</p> <p>石川県、和歌山県、鳥取県、鹿児島県</p> <p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣</p> <p>[講師派遣実績] 15 回</p> <p>(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を 47 都道府県に配置。協会から毎月、返還運動団体の行事予定、最近のロシア情勢（日露関係）に関する資料を送付し、地域における返還運動に効果的に役立てている。</p> <p>(イ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を開催した。</p> <p>[都道府県推進委員全国会議]</p> <p>(開催月日) 4 月 13 日（金）</p> <p>(開催場所) 日本青年館</p> <p>(政府出席者) 内閣府、外務省、文部科学省</p> <p>(出席者) 都道府県推進委員等約 100 名</p> <p>(会議内容) 政府説明（内閣府、外務省、文部科学省）、協会事業説明、講演、ブロック別協議、全体協議</p> <p>[都道府県民会議代表者全国会議]</p>
---	--

<p>○ ブロック幹事県担当者会議（11月、3月開催予定）</p> <p>○ 県民会議ブロック会議（6ブロック）</p>	<p>上半期の事業の総括と下半期の事業の在り方を検討する会議を11月30日に東京都において開催する。</p> <p>[ブロック幹事県会議] 本年度事業を総括し、来年度の事業の在り方を検討するための会議を11月と3月に予定している。</p> <p>[県民会議ブロック会議]</p> <p>○ 北海道・東北ブロック（主管：北海道民会議） （会議名） 平成24年度北海道・東北ブロック連絡協議会 （開催月日） 10月19日（金） （開催場所） ホテルガーデンパレス札幌（札幌市） （参加者） 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等約25名 （会議内容） 政府説明（内閣府）、事業報告（協会）、各県民会議重点事業等の説明、意見交換</p> <p>○ 関東・甲信越ブロック（主管：茨城県民会議） （会議名） 第30回関東甲信越ブロック北方領土関係者会議、第25回関東甲信越ブロック北方領土返還要求運動都・県民会議連絡協議会、第16回北方領土返還要求事務担当者ブロック会議 （開催月日） 5月25日（金） （開催場所） オーシャンビュー大洗（東茨城郡大洗町） （参加者） 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等約34名 （会議内容） 北方領土問題への取組（内閣府）、今年度の事業計</p>
---	--

	<p>画（協会）、第 26 回関東甲信越青少年交流会（栃木県民会議）、全体協議（周年事業、団体会員との連携、教育者会議、青少年現地視察事業等）</p> <p>○ 東海・北陸ブロック（主管：石川県民会議）</p> <p>（会議名） 第 32 回東海・北陸ブロック北方領土関係者会議、平成 24 年度東海・北陸ブロック北方領土返還要求運動推進県民会議連絡協議会総会</p> <p>（開催月日） 7 月 26 日（木）</p> <p>（開催場所） ホテル金沢（金沢市）</p> <p>（参加者） 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等約 20 名</p> <p>（会議内容） 政府説明（内閣府）、活動報告（協会）、各県の活動及び今後の活動の進め方</p> <p>○ 近畿ブロック（主管：滋賀県民会議）</p> <p>（会議名） 平成 24 年度北方領土返還要求事務担当者会議</p> <p>（開催月日） 8 月 20 日（月）～21 日（火）</p> <p>（開催場所） アヤハレークサイドホテル（大津市）</p> <p>（参加者） 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等約 16 名</p> <p>（会議内容） 各府県の取組状況について 等</p> <p>○ 中国・四国ブロック（主管：鳥取県民会議）</p> <p>（会議名） 平成 24 年度中国・四国ブロック北方領土返還要求事務担当者会議</p> <p>（開催月日） 11 月 17 日（土）開催予定</p> <p>（開催場所） 松江アーバンホテル（松江市）</p> <p>○ 九州・沖縄ブロック（主管：熊本県民会議）</p>
--	--

○ 北連協代表者会議

(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。

(i) 標語募集

(ii) 啓発カレンダーの作成

(会議名) 平成 24 年度北方領土返還要求九州・沖縄ブロック会議
(開催月日) 7 月 28 日 (土)
(開催場所) 熊本交通センターホテル (熊本市)
(参加者) 各県民会議、各県主管課、推進委員等約 50 名
(会議内容) 各県民会議からの活動報告等

[北連協代表者会議]

(会議名) 平成 24 年度北方領土返還要求運動連絡協議会総会
(開催月日) 6 月 18 日 (月)
(開催場所) 日本青年館 (新宿区)
(会議内容) 平成 23 年度報告、平成 24 年度運動方針 (案)、総会アピール

(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を行った。

(i) 標語・キャッチコピー募集

(募集期間) 5 月 1 日～9 月 30 日

応募総数 3,756 点

(賞及び賞状) 最優秀賞 1 人 賞状、賞金 5 万円

優秀賞 4 人 賞状、賞金 2 万円

佳作 5 人 賞金 5 千円

(選考委員会) 10 月 30 日 (予定)

(入選発表) 入賞作品決定後、ホームページ等で発表

【参 考】昨年度最優秀賞作品

“いつか”を“今”に。日本の国土、北方領土

<p>(iii) 啓発懸垂幕の掲出</p> <p>(iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発</p> <p>(カ) 北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施する。</p> <p>(キ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び羅臼国後展望塔(羅臼町)の両施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、別海北方展望塔(別海町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p>	<p>(ii) 啓発カレンダーの作成(12月製作予定)</p> <p>(iii) 啓発懸垂幕の掲出 (掲出場所) 47都道府県各所、中央合同庁舎第4号館 (掲出期間) 8月1日～8月31日 【予定】 来年2月北方領土返還運動全国強調月間中にも同所に掲出予定</p> <p>(iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発 ○ 8月の北方領土返還運動強調月間からウラジオストックで開催されるAPEC終了までの間において、羽田空港内フューチャービジョンにて北方領土広報動画を放映するとともに、羽田空港国内線ターミナル内にポスターを掲示した。 また、2月の北方領土返還運動強調月間においても、全国主要都市において、電光掲示板を活用した啓発の実施を予定している。</p> <p>(カ) 10月以降、「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」として、北方領土啓発イベントを全国23都府県にて実施予定。</p> <p>(キ) 根室地域の啓発施設の設備整備等については、北方館のライブカメラを更新するとともに、羅臼、別海の両施設にもライブカメラを設置し、北方領土の生の映像を体験できるよう、設備の充実を図った。</p>
---	---

また、啓発施設の有効活用が図れるよう3施設に意見箱を設置し、来館者の意見を集約している。

[意見箱結果] (4月～9月の間)

(北方館/根室市)

・大変有意義だった	66.4%	・有意義だった	26.1%
・有意義でなかった	2.5%	・特になし	5.0%

(別海北方展望塔/別海町)

・大変有意義だった	37.5%	・有意義だった	56.7%
・有意義でなかった	0.8%	・特になし	5.0%

(羅臼国後展望塔/羅臼町)

・大変有意義だった	59.8%	・有意義だった	35.3%
・有意義でなかった	—	・特になし	4.9%

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。

従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。

各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。

- 北方少年交流事業 (対象：北方領土元居住者の3世等/7月)
 - ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策) 等

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施した。

前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、参加者同士が意見交換をする時間の拡充を行う等、内容の充実に努めた。

実施事業の効果及び今後の事業を効果的に開催の参考資料とするため、北方少年交流参加者からは感想文を提出させ、北方領土問題青少年・教育指導者研修会及び北方領土ゼミナール参加者に対してはアンケート調査を実施した。

[北方少年交流]

関係大臣に対し、早期解決を訴える。

- ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。

○ 北方領土問題青少年現地研修会（対象：中学生、高校生／8月・根室市）

（開催月日） 8月3日（金）～8日（水）

（開催場所） 東京都及び栃木県

（参加者） 根室支庁管内に在住する元島民3世等7名

（事業内容） 野田内閣総理大臣、川端内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、山根外務副大臣、平野文部科学大臣に北方領土問題の早期解決を訴えた。

また、関係大臣等への表敬に先立ち、栃木県で開催された「第26回北方領土返還要求運動関東甲信越青少年交流会」に参加し、同世代の少年・少女と交流を通じ北方領土研修を行うとともに、北方領土問題及び返還運動の重要性を訴えた。

（感想文の提出） 事業参加者から感想文を提出してもらい、政府関係者への表敬や同世代との交流等において、それぞれが感じたことを把握した。

[平成24年度北方領土問題青少年現地研修会]

（開催月日） 8月23日（木）～26日（日）

（開催場所） 札幌市内、電車内、釧路市内、納沙布岬 等

（参加者） 全国の中高生及び引率者60名

（事業内容） 結団式、出発式、VTR上映、北方領土クイズ、パネル展示、標語・キャッチコピー作成、北方領土基礎講座（講義、元島民の講和等）、北方領土現地視察、北方領土壁新聞づくり等

（アンケート結果）

・ 大変有意義だった 77.6%

・ 有意義だった 19.4%

○北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：中学校社会科担当教諭等／8月・根室市）

○北方領土ゼミナール（対象：大学生／9月・根室市）

・有意義でなかった 1.49%

・どちらとも言えない 1.49%

※本事業は、北方領土青少年等啓発列車と合同にて実施。

[平成24年度北方領土問題教育指導者現地研修会]

（開催月日） 8月12日（日）～13日（月）

（開催場所） 納沙布岬、北方四島交流センター

（参加者） 全国の教育指導者等62名

（事業内容） 北方領土現地視察、元島民の体験談、地元中学生の発表、北方四島交流訪問事業報告、北方領土学習に関する講話、授業構成案づくり等

（アンケート結果（教育指導者））

・大変有意義だった 82.3%

・有意義だった 17.7%

・有意義でなかった —

・どちらとも言えない —

[平成24年度北方領土問題ゼミナール]

（開催月日） 9月15日（土）、16日（日）

（開催場所） 納沙布岬、北方四島交流センター

（参加者） 全国6ブロック等からの大学生等34名

（事業内容） 北方領土現地視察、元島民の体験談、講義、DVD上映、北方領土返還要求運動「原点の声」、ワークショップ、ポスターセッション、講評、模擬試験

（アンケート結果）

・大変有意義だった 39.4%

- ・有意義だった 54.5%
- ・有意義でなかった ー
- ・どちらとも言えない 6.1%

《その他の青少年育成事業》

[ブロック青少年育成事業]

○ 北海道・東北ブロック（主管：北海道民会議）

- （事業名） 平成24年度北方領土青少年交流のつどい
- （開催月日） 7月31日（火）～8月1日（水）
- （開催場所） ホテルガーデンパレス札幌（札幌市）
- （参加者） ブロック内中学生等約35名
- （事業内容） 北方領土に関する学習等

○ 関東甲信越ブロック（主管：栃木県民会議）

- （事業名） 第26回北方領土返還要求運動関東甲信越青少年交流会
- （開催月日） 8月4日（土）～5日（日）
- （開催場所） ホテルニューイタヤ（宇都宮市）
- （参加者） ブロック内及び根室管内中学生等約80名
- （事業内容） 根室管内中学生意見発表、内閣府講演、映像上映、グループワーク、プレゼンテーション等

○ 東海・北陸ブロック（主管：石川県民会議）

- （事業名） 北方領土を考える東海・北陸ブロック中学生の集い
- （開催月日） 7月26日（木）～27日（金）
- （開催場所） 能美市ふるさと交流研修センター（能美市）
- （参加者） ブロック内中学生等約65名
- （事業内容） 映像視聴、元島民の講和、講義、グループ別討議、

講評等

- 近畿ブロック（主管：滋賀県民会議）
 - （事業名） 第26回少年少女北方領土研修
 - （開催月日） 8月20日（月）～8月21日（火）
 - （開催場所） ホテルピアザびわ湖（大津市）
 - （参加者） ブロック内中学生等約80名
 - （事業内容） 模擬授業、出前講座（近藤重蔵翁顕彰会）等
- 中国・四国ブロック（主管：鳥取県民会議）
 - （事業名） 平成24年度中国・四国ブロック北方領土問題青少年育成事業
 - （開催月日） 8月12日（日）
 - （開催場所） 倉吉交流プラザ（倉吉市）
 - （参加者） ブロック内中学生等約70名
 - （事業内容） 根室市高校生による北方領土問題出前講座等
- 九州・沖縄ブロック（主管：熊本県民会議）
 - （事業名） 平成24年度九州・沖縄ブロック青少年大会
 - （開催月日） 7月29日（日）
 - （開催場所） 熊本交通センターホテル（熊本市）
 - （参加者） ブロック内中学生等約300名
 - （事業内容） 模擬授業等

[北方領土問題教育指導者地域研修会]

- 関東甲信越ブロック（主管：栃木県民会議）
 - （事業名） 関東甲信越北方領土問題教育指導者地域研修会
 - （開催月日） 8月4日（土）～5日（日）
 - （開催場所） ホテルニューイタヤ（宇都宮市）

	<p>(参加者) ブロック内中学校社会科担当教諭約 20 名 (事業内容) 各県取組報告、青少年研修会参観等</p> <p>○ 東海・北陸ブロック (主管：石川県民会議) (事業名) 東海・北陸ブロック北方領土問題教育者会議 (開催月日) 7月26日(木) (開催場所) ホテル金沢(金沢市) (参加者) ブロック内中学校社会科担当教諭約 20 名 (事業内容) 内閣府からの報告、協会からの活動報告、各県の取組報告及び学校における実践報告、意見交換</p> <p>○ 近畿ブロック (主管：滋賀県民会議) (事業名) 第18回北方領土問題教育指導者近畿ブロック研修会 (開催月日) 8月20日(月)～21日(火) (開催場所) ホテルピアびわ湖(大津市) (参加者) ブロック内中学校社会科担当教諭約 35 名 (事業内容) 模擬授業見学、各府県の取り組み状況、意見交換</p> <p>○ 中国・四国ブロック (主管：島根県民会議) (事業名) 平成24年度中国・四国ブロック教育指導者会議 (開催月日) 11月17日(土)開催予定 (開催場所) 松江アーバンホテル(松江市)</p> <p>○ 九州・沖縄ブロック (主管：大分県民会議) (事業名) 平成24年度九州・沖縄ブロック北方領土問題教育指導者地域研修会 (開催月日) 10月6日(土) (開催場所) オアシスタワーホテル(大分市) (事業内容) 北方領土問題について現状報告、最新の北方領土</p>
--	---

<p>○ 北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）</p> <p>○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生）</p> <p>○ 北方領土青少年等啓発列車（仮称）</p>	<p style="text-align: center;">現地報告、各県教育現場での取組状況等発表</p> <p>[北方領土問題学生研究会] 下半期に大学生を対象に開催予定</p> <p>[『北方領土に関する』全国スピーチコンテスト] (募集期間) 8月1日～10月31日 (賞及び賞状) 内閣府特命担当大臣賞 1名 内閣府北方対策本部審議官賞 1名 独立行政法人北方領土問題対策協会理事長賞 1名 選考員特別賞・奨励賞 7名 (選考) 第1次、第2次選考実施後、2月23日に東京都内で最終選考会を開催予定 (入選発表) 最終選考会会場にて表彰</p> <p>[北方領土青少年等啓発列車] (名称) クリスタルEXP 北方四島 via 根室 (開催月日) 8月23日(木)～26日(日) (開催場所) 札幌市内、電車内、釧路市内、納沙布岬 等 (参加者) 全国の小学生から大学生等46名(一般公募) (事業内容) 結団式、出発式、VTR上映、北方領土クイズ、パネル展示、標語・キャッチコピー作成、北方領土現地視察等 (アンケート結果) ・大変有意義だった 68.9% ・有意義だった 28.9%</p>
---	--

<p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。</p> <p>また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p> <p>(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行う。</p> <p>また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホ</p>	<p>・有意義でなかった 2.22%</p> <p>・どちらとも言えない ー</p> <p>※本事業は、北方領土問題青少年現地研修会と合同にて実施。</p> <p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を働きかけており、県民会議が教育者会議と協力して実施する特別事業に対する支援及び北方領土教育実践推進指定校制度を実施。</p> <p>(39 都道府県で設立済み)</p> <p>「北方領土問題教育者会議全国会議」(下半年開催予定)。</p> <p>(ウ) 全国の青少年等に北方領土問題を身近にとらえてもらい、返還要求運動を継承してもらうことを目的に、以下の通り全都道府県民会議が実施する北方領土現地視察に支援を行っている。</p> <p>(実施県) 茨城県、群馬県、山梨県、愛知県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、熊本県、鹿児島県</p> <p>(参加人数) 合計約300名</p> <p>※10月以降も6県の県民会議に対して支援予定。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等について、北方領土返還運動全国強調月間(2月、8月)の県民会議等の事業支援</p>
--	---

ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、特に教育者や青少年にわかりやすい情報の発信に努める。

(2) 北方四島との交流事業

以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。

① 試験運航の実施

相互交流事業の安定的な実施に支障のないよう、後継船舶の就航に伴う試験運行を関係者のみで実施する。

② 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。

に備え作成。

協会ホームページのコンテンツの速やかな更新を行うとともに、納沙布岬に建つ北方領土啓発施設である北方館から、現地の最新情報を提供している。

また、啓発施設に設置したライブカメラからの北方領土の映像をホームページから閲覧できるようにするなど、ホームページの充実に努めている。

(2) 北方四島との交流事業の実施

各事業実施後、日本人参加者及び四島在住ロシア人参加者に対するアンケート調査を実施した。

① 試験運航の実施

(訪問期間) 4月24日(火)～4月28日(土)

(訪問場所) 国後島、歯舞群島(志発島)、色丹島、択捉島

(訪問人数) 36名

(内 容) 各島における投錨位置、接岸・接舷方法、上陸方法等の確認、四島関係者との打ち合わせ等

② 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

・元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問

[北対協主催]

[第1回] (一般訪問)

(訪問期間) 6月28日(木)～7月2日(月)

(訪問場所) 国後島、択捉島

(訪問人数) 63名
(内 容) ホームビジット、漂流物収集、墓参、住民交流会、
島内施設等視察等

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 60.8%
- ・有意義だった 37.3%
- ・有意義でなかった -
- ・どちらとも言えない 2.0%

[第2回] (青少年訪問事業)

(訪問期間) 7月27日(金)～7月30日(月)

(訪問場所) 国後島

(訪問人数) 61名(うち青少年12人)

(内 容) ホームビジット、島内の青少年との交流、墓参、
島内施設等視察等

※ 教育関係者訪問との合同事業

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 81.3%
- ・有意義だった 18.8%
- ・有意義でなかった -
- ・どちらとも言えない -

[第3回] (返還運動後継者主体)

(訪問期間) 8月24日(金)～8月27日(月)

(訪問場所) 択捉島

(訪問人数) 50名

(内 容) 住民交流会、ホームビジット、スポーツ交流、墓
参、島内施設等視察等

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 65.0%
- ・有意義だった 25.0%
- ・有意義でなかった 5.0%
- ・どちらとも言えない 5.0%

[第4回] (一般訪問)

(訪問期間) 9月13日(木)～9月17日(月)

(訪問場所) 国後島、色丹島

(訪問人数) 65名

(内容) 住民交流会、ホームビジット、海岸清掃活動、墓参、島内施設等視察等

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 64.2%
- ・有意義だった 34.0%
- ・有意義でなかった —
- ・どちらとも言えない 1.9%

[北海道推進委員会主催]

[第1回] (一般訪問)

(訪問予定期間) 5月11日(金)～14日(月)

(訪問予定場所) 国後島、色丹島

※第1回訪問については、荒天のため中止。

[第2回] (一般訪問)

(訪問期間) 5月25日(金)～28日(月)

(訪問場所) 択捉島

(訪問人数) 64人

	<p>(内 容) 住民交流会、ホームビジット、墓参・島内施設等 視察</p> <p>(アンケート結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大変有意義だった 38.8% ・有意義だった 42.9% ・有意義でなかった 6.1% ・どちらとも言えない・無回答 12.2% <p>[第3回] (青少年訪問事業)</p> <p>(訪問期間) 8月3日(金)～6日(月)</p> <p>(訪問場所) 色丹島</p> <p>(訪問人数) 62人(うち青少年29人)</p> <p>(内 容) 住民交流会、ホームビジット、ロシア語講座、スポーツ交流、墓参・島内施設等視察 ※ 教育関係者訪問との合同事業</p> <p>(アンケート結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大変有意義だった 62.8% ・有意義だった 34.9% ・有意義でなかった 2.3% ・どちらとも言えない・無回答 ー <p>[第4回] (一般訪問)</p> <p>(訪問期間) 8月17日(金)～20日(月)</p> <p>(訪問場所) 国後島</p> <p>(訪問人数) 61人</p> <p>(内 容) 住民交流会、ホームビジット、墓参・島内施設等 視察</p> <p>(アンケート結果)</p>
--	---

- ・大変有意義だった 39.5%
- ・有意義だった 52.6%
- ・有意義でなかった —
- ・どちらとも言えない・無回答 7.9%

[第5回] (返還運動後継者主体)

(訪問期間) 9月7日(金)～10日(月)

(訪問場所) 国後島

(訪問人数) 44人

(内容) 住民交流会、ホームビジット、墓参・島内施設等
視察

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 48.5%
- ・有意義だった 51.6%
- ・有意義でなかった —
- ・どちらとも言えない・無回答 —

[第6回] (返還運動後継者主体)

(訪問期間) 9月7日(金)～10日(月)

(訪問場所) 択捉島

(訪問人数) 20人

(内容) 住民交流会、ホームビジット、墓参・島内施設等
視察

(アンケート結果)

- ・大変有意義だった 41.7%
- ・有意義だった 58.3%
- ・有意義でなかった —
- ・どちらとも言えない・無回答 —

③ 専門家の派遣

専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。

また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。

・北方四島在住ロシア人の受入（外務省からの受託事業）

[第1回]

（受入期間） 6月6日（水）～6月12日（火）

（受入場所） 秋田県

（受入人数） 49人

（内 容） 大学・高等学校訪問（歓迎会、授業見学、意見交換会等）、民族芸能伝承館、県立博物館、秋田市内視察等

（アンケート結果）

- | | |
|------------|-------|
| ・とても満足 | 72.1% |
| ・満足 | 27.9% |
| ・不満 | — |
| ・どちらとも言えない | — |

[第2回]（10月17日～23日に大阪府において開催予定）

③ 専門家の派遣

派遣した各専門家から報告書を提出させた。

[日本語講師派遣]

[国後島]

（派遣期間） 6月19日（火）～7月21日（土）

（派遣人数） 4人

（受講者） 79人

（授業内容） 基本的な挨拶、簡単な会話、身近な語彙、平仮名及びカタカナの読み書き等

[択捉島]

	<p>(派遣期間) 6月19日(火)～7月21日(土)</p> <p>(派遣人数) 4人</p> <p>(受講者) 46人</p> <p>(授業内容) 基本的な挨拶、簡単な会話、身近な語彙、平仮名及びカタカナの読み書き等</p> <p>[色丹島]</p> <p>(派遣期間) 8月3日(金)～9月17日(月)</p> <p>(派遣人数) 4人</p> <p>(受講者) 70人</p> <p>(授業内容) 基本的な挨拶、簡単な会話、身近な語彙、平仮名及びカタカナの読み書き等</p> <p>[日本語講師報告会] (下半期に開催予定)</p> <p>[教育専門家]</p> <p>[北対協]</p> <p>(訪問期間) 7月27日(金)～30日(月)</p> <p>(訪問場所) 国後島</p> <p>(訪問人数) 61人(うち教育関係者34人)</p> <p>(内 容) ホームビジット、島内の教育関係者との意見交換、墓参、島内施設等視察 ※ 青少年訪問との合同事業</p> <p>[北海道推進委員会]</p> <p>(訪問期間) 8月3日(金)～8月6日(月)</p> <p>(訪問場所) 色丹島</p> <p>(訪問人数) 62人(うち教育関係者14人)</p> <p>(内 容) 住民交流会、ホームビジット、スポーツ交流、墓</p>
--	---

参・島内施設等視察

※ 青少年訪問との合同事業

③ その他

本年度の実施結果を各実施団体で総括した上で、24年度の在り方等を検討するための実施団体等による協議を下半期に開催予定。

(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保

運航委託事業者と締結した協定書に基づき、協会、北方同盟及び千島連盟の3者連名にて傭船及び運航委託契約を締結し、本年度より後継船舶「えとぴりか」による事業実施を開始した。

(4) 北方領土問題等に関する調査研究

返還運動関係者その他北方領土問題に関心を持つ国民にとって有益かつ、業務が的確に遂行できるよう、関連する基礎的な情報を収集するとともに、北方領土交渉等に関するトピックスを時系列的にわかりやすくとりまとめ、協会ホームページに掲載することで、運動関係者等に対し広く公表している。

なお、国際シンポジウムについては、3月に開催予定。

(5) 元島民等の援護等に関する事項

①元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援

③ その他

北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。

(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成19年12月18日関係閣僚申合せ）及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき締結した協定書に従い、協定書を締結した事業者と傭船及び運航委託契約を締結する。

(4) 北方領土問題等に関する調査研究

北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。また、選定したテーマ及び公表したレポートについて返還要求運動関係者等へのアンケートを通じて効果を検証し、より分かりやすいレポート等の作成に努める。

その他、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。

なお、国際シンポジウムについては、開催することとする。

(5) 元島民等の援護等に関する事項

① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援

(7) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性

について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。

また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。特に、元島民後継者の組織化・活性化を図るため、「後継者活動委員会（仮称）」の設置等、元島民後継者の活動について支援する。

(イ) 元島民等により構成される団体が、これまでに収集保存した戦前の貴重な北方領土の写真と自由訪問、北方墓参等の機会に撮影した現在の北方領土の写真との移り変わりを中心に編集した CD-ROM や啓発パネルを作成する事業に対し支援を行う。

② 自由訪問に対する支援

元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。

(7) 北方地域元居住者研修・交流会の開催

元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を本年度は2回計画し、以下の通り開催し、下半期に1回開催予定。

[第1回]

(開催月日) 7月22日(日)

(開催場所) 北方四島交流センター(ニホロ)

(出席者) 36人

(内容) 講演 「返還運動における元島民の役割」

高橋 考志 氏(勇留島出身)

ビデオ上映 「われらの四島の思い出(国後島編)」

[第2回]

下半期に開催予定。

・ 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

北方領土返還要求署名収集状況

[上半期(9月末)] 329,196名

[総計] 84,248,400名

(イ) 元島民等により構成される団体を実施する「北方領土関連資料保存整備事業」について、現在資料の抽出・整理・保存などの作業等を行っており、これに対し、支援を行っている。

② 元島民等による自由訪問実績

本年度の元島民等による自由訪問を7回計画し、予定通り実施

その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。

した。

[第1回]

(訪問月日) 5月16日(水)～18日(金)
(訪問場所) 歯舞群島志発島(カフェノツ)
(参加者) 58人

[第2回]

(訪問月日) 6月1日(金)～4日(月)
(訪問場所) 択捉島(グヤ、入里節、十五夜萌)
(参加者) 60人

[第3回]

(訪問月日) 7月6日(金)～9日(月)
(訪問場所) 国後島(泊)
(参加者) 60人

[第4回]

(訪問月日) 8月11日(土)～13日(月)
(訪問場所) 歯舞群島多楽島(フルベツ、ヒラリウス)
(参加者) 64人

[第5回]

(訪問月日) 8月31日(金)～9月3日(月)
(訪問場所) 色丹島(斜古丹、クリル人墓地、相見崎)
(参加者) 53人

[第6回]

(訪問月日) 9月19日(水)～21日(金)
(訪問場所) 国後島(東沸)
(参加者) 58人

[第7回]

(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

① 融資制度の周知

融資対象者が多く居住する道内及び富山県の 10 地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。

- ・平成 23 年 4 月の貸付限度額変更及び生前承継認定基準改正等の内容をはじめとする融資内容及び手続きの方法について
- ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について

また、承継手続きができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続きを促す。

(訪問月日) 9月28日(金)～9月30日(日)

(訪問場所) 択捉島(ウエンバフコツ、内保)

(参加者) 58人

※第7回訪問については、台風接近のため予定より1日短縮して実施。

(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

① 融資制度の周知強化

対象者が多く居住する道内及び富山県の以下の地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページやダイレクトメール等で融資内容や承継制度について周知徹底を図った。

【開催場所】

- ・網走市、函館市、札幌市、羅臼町、別海町、根室市、釧路市、帯広市、中標津町、黒部市(上半期開催実績)
- ・根室市、浜中町(下半期開催予定)

【ダイレクトメールによる周知】

- ・北対協融資のご案内パンフ

[発送日] 平成24年6月27日

[内容] 修学資金等の融資内容及び生前承継の案内

[発送先] 元居住者、旧漁業権者、生前承継者、死後承継者

[発送元] 北方領土問題対策協会

- ・死後承継のご案内パンフ

[発送日] 平成24年8月6日

[内容] 生前承継の手続の促進

[発送先] 生前承継者に該当する可能性のある元居住者二世
(泊・留夜別・留別除く)

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。

○ 漁業協同組合担当国会議（4月 札幌）

○ 関係機関実務担当国会議（4月 札幌）

〔発送元〕 北方領土問題対策協会

・生前承継のご案内パンフ

〔発送日〕 平成24年10月予定

〔内容〕 生前承継の手續の促進

〔発送先〕 生前承継者に該当する可能性のある元居住者二世
（泊・留夜別・留別のみ）

〔発送元〕 北方領土問題対策協会

② 関係金融機関との連携強化

融資制度の円滑化を図るため、以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を強化した。

〔漁業協同組合担当国会議〕

〔開催月日〕 平成24年4月20日（金）

〔開催場所〕 札幌ガーデンパレス（札幌市）

〔出席者〕 根室管内8漁業協同組合（転貸組合）等18名

〔協議事項〕 業務方法書の一部改正について、借入資格の承継手続きについて 等

〔関係機関実務担当国会議〕

〔開催月日〕 平成24年4月20日（金）

〔開催場所〕 札幌ガーデンパレス（札幌市）

〔出席者〕 転貸組合、委託金融機関、関係市町村、内閣府、水産庁、北海道、千島連盟等31名

〔協議事項〕 平成23年度貸付業務経過報告、平成24年度貸付計画について、業務方法書の一部改正について、借入資格の承継について 等

③ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。

(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の 22 年度末平均比率 2.99%以下に抑制する。

(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の 90%以下に抑制する。

(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。

(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の 90%以下に抑制する。

④ 融資業務研修会の開催

元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融

③ リスク管理債権の適正な管理

〔貸付業務の状況〕（9 月末現在）

〔貸付決定額〕		4 億 81 百万円（215 人）
〔貸付金残高〕		51 億 55 百万円
〔初期延滞対策〕	電話督促	211 件
〔長期延滞対策〕	電話督促	171 件
	文書督促	162 件（弁護士名 6 件）
	実態調査	6 件

(ア) リスク管理債権額の割合

〔24 年 9 月末〕 1.88%（103,422,672 円）

(イ) 更生・生活資金のリスク管理債権

前中期計画期間平均残高比 Δ 62.0%

〔24 年 9 月末〕 13,937,349 円

（前中期計画期間平均残高 36,657,097 円）

(ウ) 修学者との連帯債務契約の締結

契約時に成人に達した者 20 人

内連帯債務契約を締結した者 20 人（締結率 100%）

(エ) 住宅資金のうち、増改築又は修繕に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権

前中期計画期間平均残高比 Δ 53.0%

〔24 年 9 月末〕 26,766,351 円

（前中期計画期間平均残高 56,964,903 円）

④ 融資業務研修会の開催

<p>資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	<p>元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催した。</p> <p>[支部長・推進員融資業務研修会] [開催月日] 平成24年5月29日（火） [開催場所] 札幌ガーデンパレス（札幌市） [参加者] 41名（16本支部） [研修内容] 平成23年度貸付業務経過報告、平成24年度貸付計画について、業務方法書の一部改正について、借入資格の承継について 等</p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 —</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 該当なし 【貸付業務勘定】 3億円（9月末現在）</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対</p>
---	---

<p>6. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(2) 人事に関する計画 職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</p>	<p>し、基金資産 10 億円を担保に供した。 〔基金 10 億円の担保状況〕</p> <table border="0"> <tr> <td>・北洋銀行</td> <td>400,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・北海道信用漁業協同組合連合会</td> <td>250,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・信金中央金庫</td> <td>150,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>100,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・大地みらい信用金庫</td> <td>100,000 千円</td> </tr> </table> <p>6. 剰余金の使途 該当なし</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(2) 人事に関する計画 事業を効果的、効率的に実施するため、事業毎にチーム制を導入しており適性に合った人員配置を行うとともに、職員を積極的に研修に参加させている。</p>	・北洋銀行	400,000 千円	・北海道信用漁業協同組合連合会	250,000 千円	・信金中央金庫	150,000 千円	・三菱東京 UFJ 銀行	100,000 千円	・大地みらい信用金庫	100,000 千円
・北洋銀行	400,000 千円										
・北海道信用漁業協同組合連合会	250,000 千円										
・信金中央金庫	150,000 千円										
・三菱東京 UFJ 銀行	100,000 千円										
・大地みらい信用金庫	100,000 千円										